

下水道法（抄）

昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号

最終改正年月日: 令和四年六月十七日法律第六十八号

（この法律の目的）

第一条

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（ 屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

（管理）

第三条

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 （略）

（放流水の水質の基準）

第八条

公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（使用の開始等の届出）

第十一条の二

継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（除害施設の設置等）

第十二条

公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

◆一項の政令＝令九条、一項の条例＝都下水道条例第十一条

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二

特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものと政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の三十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質

が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

◆一項の政令〔（ ）内〕＝令九条の二、〔適用除外〕＝令九条の三、〔水質基準〕＝令九条の四、二項の政令＝令九条の四、三項の政令＝令九条の五、五項の政令＝令九条の六、六項の政令＝令九条の七

（特定施設の設置等の届出）

第十二条の三

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水の処理の方法

七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

◆一項の国土交通省令＝規則八条、二項及び三項の国土交通省令＝規則九条

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十二条の四

前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（計画変更命令）

第十二条の五

公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変

更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十二条の六

第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第十二条の七

第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（承継）

第十二条の八

第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（事故時の措置）

第十二条の九

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

◆一項の政令〔対象となる物質又は油〕＝令九条の八、〔適用除外〕＝令九条の九

（流域下水道管理者への通知）

第十二条の十

流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道（第二条第四号ロに該当する流域下水道（以下「雨水流域下水道」という。）を除く。次項において同じ。）の管理者に通知しなければならない。

2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当

該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

（除害施設の設置等）

第十二条の十一

公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質（第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

◆一項一号の政令＝令九条の十、一項二号の政令＝令九条の十一

（水質の測定義務等）

第十二条の十二

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

◆政令＝なし、国土交通省令＝規則十五条

（排水設備等の検査）

第十三条

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（損傷負担金）

第十八条

公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

（汚濁原因者負担金）

第十八条の二

公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

◆政令＝令十条の二

（使用料）

第二十条

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

（条例で規定する事項）

第二十五条

この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

（管理）

第二十五条の二十二

流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

（改善命令等）

第三十七条の二

公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第十二条の二第三項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等）

第三十八条

公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2～6（略）

（報告の徴収）

第三十九条の二

公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

◆政令＝令二十四条の五〔水質＝一項、二項、者＝三項〕

（特別区に関する読替）

第四十二条

特別区の存する区域においては、この法律の規定（第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。）中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

第四十四条

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条

第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十二条の九第二項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条

第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二

第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条

第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した

場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十二条の六第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第十二条の十二（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

四 第十三条第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 第二十五条の十八又は第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

下水道法施行令（抄）

昭和三十四年四月二十二日政令第百四十七号
最終改正年月日：令和六年一月四日政令第百九十六号

（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）

第八条の二

法第十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐りん含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条

法第十二条第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項

目に關し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- 一 温度 四十五度以上であるもの
- 二 水素イオン濃度 水素指数五以下又は九以上であるもの
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの

四 汚濁消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

二 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第九条の二

法第十二条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（適用除外）

第九条の三

法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第四項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。）が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。

二 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第一項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。

三 一の施設が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をする者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第一項第一号から第三十三号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（第九条の七第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年）を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものを除く。）につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

四 一の施設がダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設（以下「ダイオキシン類対

策法特定施設」という。）となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をする者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシン類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた日から一年を経過したとき。

ロ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた際に当該工場又は事業場がダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものに限る。）につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四

法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、当該各号に定める数値とする。

一 カドミウム及びその化合物

一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下

二 シアン化合物

一リットルにつきシアン一ミリグラム以下

三 有機燐化合物一リットルにつき一ミリグラム以下

四 鉛及びその化合物

一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下

五 六価クロム化合物

一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下

六 砒素及びその化合物

一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下

八 アルキル水銀化合物

検出されないこと。

九 ポリ塩化ビフェニル

一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下

十 トリクロロエチレン

一リットルにつき〇・一ミリグラム以下

十一 テトラクロロエチレン

一リットルにつき〇・一ミリグラム以下

十二 ジクロロメタン

一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

十三 四塩化炭素

一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下

十四 一・二ジクロロエタン

一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下

十五 一・一ジクロロエチレン

一リットルにつき一ミリグラム以下

十六 シス一・二ジクロロエチレン

一リットルにつき〇・四ミリグラム以下

十七 一・一・一トリクロロエタン

一リットルにつき三ミリグラム以下

十八 一・一・二トリクロロエタン

一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下

十九 一・三ジクロロプロペン

一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下

二十 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下

二十一 ニークロロ一四・六エビス（エチルアミノ）ー s ー トリアジン（別名シマジン）

一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下

二十二 S一四ークロロベンジル=N・Nージエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

二十三 ベンゼン

一 リットルにつき〇・一ミリグラム以下

二十四 セレン及びその化合物

一 リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下

二十五 ほう素及びその化合物

河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下

二十六 ふつ素及びその化合物

河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下

二十七 一・四―ジオキサン

一 リットルにつき〇・五ミリグラム以下

二十八 フェノール類一リットルにつき五ミリグラム以下

二十九 銅及びその化合物

一 リットルにつき銅三ミリグラム以下

三十 亜鉛及びその化合物

一 リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下

三十一 鉄及びその化合物（溶解性）

一 リットルにつき鉄十ミリグラム以下

三十二 マンガン及びその化合物（溶解性）

一 リットルにつきマンガン十ミリグラム以下

三十三 クロム及びその化合物

一 リットルにつきクロム二ミリグラム以下

三十四 ダイオキシシン類 一リットルにつき十ピコグラム以下
2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシンの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準） 第九条の五

法第十二条の二第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量又はりん含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）に関して水質の基準を定めるもの

とし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満

四 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満

五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下

六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第九条の十一第二項において同じ。）で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとしてすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満

四 浮遊物質 一リットルにつき三百ミリグラム未満

五 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

六 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第一項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。

一 第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省

令により、又は同法第三条第三項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項第一号、第五号又は第六号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

二 第一項第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第二号から第四号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

四 第一項各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（適用除外）

第九条の六

法第十二条の二第五項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から排除される前条第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

二 特定事業場から排除される前条第一項第二号から第五号までに掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

三 水質汚濁防止法特定施設を設置しない特定事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に既にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（次条第一号に掲げる施設である場合にあっては、一年）を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき法第十二条の二第五項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。)

（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）

第九条の七

法第十二条の二第六項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設

二 ダイオキシン類対策法特定施設

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八

法第十二条の九第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九

法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー一・ニージクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー一・ニージクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十

法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条の十一

法第十二条の十一第一項第二号に規定する政令で定める基準は、同号の条例において次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めること及び当該水質の基準が当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならないこととする。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目

四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目
それぞれこれらの号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目

同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量

一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 燐含有量

一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目又は第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとしてすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 温度四十度未満

二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

三 水素イオン濃度水素指数五・七を超え八・七未満

四 生物化学的酸素要求量

一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満

五 浮遊物質

一リットルにつき三百ミリグラム未満

六 窒素含有量

一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量

一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（汚濁原因者負担金の額）

第十条の二

法第十八条の二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

（報告の徴収のできる下水の水質等）

第二十五条

法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。次項において同じ。）の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合については、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

3 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

下水道法施行規則（抄）

昭和四十二年十二月十九日建設省令第三十七号
最終改正年月日：令和三年十月二十九日国土交通省令第六十九号

（特定施設の設置の届出）

第八条

法第十二条の三第一項第七号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。第三項第四号ヌ及び第五号において同じ。）に排除される下水の量及び水質

二 用水及び排水の系統

2 法第十二条の三第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。

3 前項の届出書の記載については、次に定めるところによるものとする。

一 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一及びダイオキシ

対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。

二 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日

ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項

三 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 特定施設の設置場所

ロ 特定施設を含む操業の系統

ハ 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量

ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質（当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。）の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常値及び最大の量

ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

四 汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 汚水の処理施設の設置場所

ロ 汚水の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

ハ 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式

ニ 汚水の処理の系統

ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設までの導水の方法

ヘ 汚水の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

ト 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量

チ 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常値及び最大の量

リ 汚水の処理によつて生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要

ヌ 汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む。）

ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

五 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常値及び最大の値並びに当該下水の水質の通常値及び最大の値

ロ その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項

六 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。

（受理書）

第十一条

公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者は、法第十二条の三第一項又は法第十二条の四の規定による届出を受理したときは、別記様式第九による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（届出書の提出部数）

第十四条

法第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の管理者に対して行うとき

は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（水質の測定等）

第十五条

法第十二条の十二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年／厚生省／建設省／令第一号）に規定する検定の方法により行うこと。

二 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上、生物化学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、ダイオキシン類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上、その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。

三 第一号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。

四 第一号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。

五 前各号の測定の結果は、別記様式第十三による水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存すること。

東京都下水道条例(抄)

昭和三十四年十二月二十八日東京都条例第八十九号
最終改正：令和三年十二月二十二日東京都条例第百十三号

第二章 排水設備の設置等

（届出）

第四条 排水設備の新設等をしようとする者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その計画を管理者に届け出なければならない。

2 除害施設の新設等又は使用の方法の変更をしようとする者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 工場又は事業場の概要

四 除害施設の構造及び使用の方法

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第一号から第三号までに掲げる事項を変更したとき、又は除害施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

（昭五二条例三八・全改）

◆一項の管理者の定めるところ＝条例施行規程六条、
二項の管理者の定めるところ＝条例施行規程六条の二、
三項の管理者の定めるところ＝条例施行規程六条

（管理者の指示等）

第五条 管理者は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る排水設備が、その設置又は構造に関して、法令又はこの条例で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から七日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る排水設備の設置又は構造の変更を指示することができる。

2 管理者は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る除害施設から第十一条又は第十一条の二の規定により排除を制限される下水を継続して公共

下水道に排除すると認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る除害施設の構造又は使用の方法の変更を指示することができる。

- 3 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から排水設備にあつては七日、除害施設にあつては六十日を経過した後でなければ、当該届出に係る排水設備の新設等又は除害施設の新設等若しくは使用の方法の変更をしてはならない。ただし、管理者は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

(昭五二条例三八・全改、平一三条例一二八・一部改正)

(承継)

第六条 第四条第二項の規定による届出をした者から当該届出に係る除害施設の所有権又は使用の権利を承継取得した者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により第四条第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(昭五二条例三八・全改)

◆二項の管理者の定めるところ＝条例施行規程六条の四

(水質管理責任者の選任等)

第七条の十六 特定施設を設置して公共下水道を使用する者及び第十一条又は第十一条の二の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしている者（それぞれ管理者の定める者を除く。）は、法又はこの条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除しないために必要な業務に従事する水質管理責任者を選任し、速やかに、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

- 2 前項の水質管理責任者の業務、資格その他の必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭五二条例三八・追加、平一三条例六九・旧第七条の三繰下、平一三条例一二八・一部改正)

◆一項の管理者の定めるもの〔（ ）内〕＝条例施行規程七条の三、一項の管理者の定めるところ〔届出〕＝条例施行規程七条の二、二項の管理者の定めるところ＝条例施行規程七条の四

第三章 公共下水道の使用

(特定事業場から排除される下水の水質基準)

第十条 法第十二条の二第三項の規定による特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、別表第一の上欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、前項の規定にかかわらず、別表第二の上欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

- 3 特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 別表第一 一の項から四の項までの上欄又は別表第二の上欄に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合において、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の規定による環境省令により、当該下水についてそれぞれ各同表の下欄に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、その緩やかな排水基準

二 別表第一 五の項又は六の項の上欄に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合において、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の規定による環境省令又は同法第三条第三項の規定による条例により、それぞれ同表

の下欄に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、その緩やかな排水基準

(昭五二条例三八全改・平一一条例六七・平一二条例一九五・平一三条例一二八・一部改正)

(除害施設の設置等)

第十一条 法第十二条第一項の規定による使用者は、別表第三の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に定める基準に適合しない水質の下水を継続して公共下水道に排除するとき、除害施設を設け、又は必要な措置をし、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

(平一三条例一二八・全改)

第十一条の二

- 1 法第十二条の十一第一項の規定による使用者は、次の各号に掲げる物質又は項目に応じ、それぞれ当該各号に定める水質の基準に適合しない下水（法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除するとき、除害施設を設け、又は必要な措置をし、次の各号に掲げる物質又は項目に応じ、それぞれ当該各号に定める水質の基準に適合する下水にして排除しなければならない。

一 令第九条の四第一項各号（第三十四号を除く。）に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める水質の基準。ただし、同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する水質の基準とする。

二 別表第四の上欄に掲げる項目 同表の下欄に定める水質の基準

- 2 前項の規定は、次に掲げる物質又は項目については、一日当たりの下水の平均的な排出量が五十立方メートル未満の利用者には、適用しない。

一 令第九条の四第一項第二十八号、第三十一号及び第三十二号に掲げる物質

二 別表第四 三の項から七の項までに掲げる項目

- 3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、第一項の規定にかかわらず、別表第五の上欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

(平一三条例一二八・追加、平二十三条例八十二・一部改正、平二十四条例百七・一部改正)

(改善命令等)

第十一条の三 管理者は、使用者が第十一条又は前条第一項の規定に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、法第三十八条第一項の規定に基づき、その者に対し、期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命じ、又は当該下水の排除を一時停止することを命じることができる。

(昭五二条例三八・全改、平一三条例一二八・旧第十一条の二繰下・一部改正)

第六章 罰則

(平一三条例六九・旧第五章繰下)

(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第三項、第六条第二項、第八条、第十二条第一項若しくは第二項又は第十七条の三の規定による届出を怠つた者

二 第五条第三項の規定に違反した者

三 第七条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を施行した者

四 第七条の十四第四項の規定に違反した者

五 第九条第一項の規定に違反してし尿を排除した者

六 第十六条第三項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者

七 第二十一条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

八 第四条第一項、第二項若しくは第三項、第六条第二項、第八条、第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条の三の規定による届出書、第十七条第一項の規定による申告に係る書類、第二十一条の規定による資料又は第二十二条の規定による申請書に不実の記載をして提出した者

(昭四〇条例六八・昭四一条例三八・昭四七条例五七・昭四七条例一四七・昭五二条例三八・昭五九条例六九・平七条例一〇五・平一三条例六九・一部改正)

第二十七条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の過料を科する。

第七章 雑則
(平一三条例六九・旧第六章繰下)

(委任)

第二十八条 この条例の施行について必要な事項は、前三条に定めるものを除き、管理者が定める。
◆管理者が定める＝条例施行規程等

別表第一（第十条関係）

	項 目		水質の基準
一	水素イオン濃度		水素指数五を超え九未満
二	生物化学的酸素要求量		一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
三	浮遊物質量		一リットルにつき六百ミリグラム未満
四	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	一リットルにつき三十ミリグラム以下
五	窒素含有量		一リットルにつき百二十ミリグラム未満
六	りん 燐含有量		一リットルにつき十六ミリグラム未満

別表第二（第十条関係）

	項 目	水質の基準
一	水素イオン濃度	水素指数五・七を超え八・七未満
二	生物化学的酸素要求量	一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
三	浮遊物質量	一リットルにつき三百ミリグラム未満

別表第三（第十一条関係）

	項 目		水質の基準
一	温度		四十五度未満
二	水素イオン濃度		水素指数五を超え九未満
三	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	一リットルにつき三十ミリグラム以下
四	よう 沃 素消費量		一リットルにつき二百二十ミリグラム未満

備考 この表の三の項の規定は、一日当たりの下水の平均的な排出量が五十立方メートル未満の使用者については、適用しない。

別表第四（第十一条の二関係）

	物質又は項目		水質の基準
一	温度		四十五度未満
二	水素イオン濃度		水素指数五を超え九未満
三	生物化学的酸素要求量		一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
四	浮遊物質量		一リットルにつき六百ミリグラム未満
五	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	一リットルにつき三十ミリグラム以下
六	窒素含有量		一リットルにつき百二十ミリグラム未満
七	りん ^{りん} 燐含有量		一リットルにつき十六ミリグラム未満

別表第五（第十一条の二関係）

	項 目	水質の基準
一	温度	四十度未満
二	水素イオン濃度	水素指数五・七を超え八・七未満
三	生物化学的酸素要求量	一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
四	浮遊物質量	一リットルにつき三百ミリグラム未満

備考 この表の三の項及び四の項の規定は、一日当たりの下水の平均的な排出量が五十立方メートル未満の施設については、適用しない。

附 則(平成二四年条例第一〇七号)

- この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。
- この条例による改正後の東京都下水道条例第十一条の第二項第一号に掲げる物質のうち、下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第九条の四第一項第三十号に掲げる物質で特定事業場に係るものについて、同条第五項に規定する排水基準が適用されるときは、当該排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

東京都下水道条例施行規程(抄)

昭和三十七年四月一日東京都下水道局管理規程第二十八号
最終改正：令和三年十二月二十二日東京都下水道局管理規程
第二十九号

(除害施設の新設等の届出)

第六条の二 条例第四条第二項に規定する除害施設の新設等又は使用の方法の変更の届出は、別記第二号様式によらなければならない。

- 管理者は、前項に規定する届出を受理したときは、別記第二号様式の二による受理書を当該届出をした者に交付する。
(昭五二管規八・追加)

(氏名等の変更の届出)

第六条の三 条例第四条第三項に規定する氏名等の変更の届出は、別記第二号様式の三によらなければならない。

- 条例第四条第三項に規定する除害施設の使用の廃止の届出は、別記第二号様式の四によらなければならない。
(昭五二管規八・追加)

(承継の届出)

第六条の四 条例第六条第二項に規定する承継の届出は、別記第二号様式の五によらなければならない。
(昭五二管規八・追加)

(完了の届出)

第七条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第十二条の三第一項又は第十二条の四に規定する届出をした者が特定施設の設置等又は構造等の変更を完了したとき、又は条例第四条第二項に規定する届出をした者が除害施設の新設等又は使用の方法の変更を完了したときは、別記第二号様式の六により、その完了した日から五日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。
(昭五二管規八・全改)

(水質管理責任者の選任届)

第七条の二 条例第七条の十六第一項に規定する水質管理責任者の選任の届出は、別記第二号様式の七によらなければならない。
(昭五二管規八・追加、平一三管規三・一部改正)

(水質管理責任者の選任の免除)

第七条の三 条例第七条の十六第一項に規定する管理者の定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 特定施設を設置して公共下水道を使用する者で、法又は条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除するおそれのない者
二 その他管理者の認める者
(昭五二管規八・追加、平一三管規三・一部改正)

(水質管理責任者の業務及び資格)

第七条の四 条例第七条の十六第二項に規定する水質管理責任者の業務及び資格は、それぞれ別表の上欄に掲げる事業場の区分に応じて、同表の中欄及び下欄に定めるとおりとする。
(平元管規一〇・全改、平一三管規三・一部改正)

(事務の委任)

第三十一条 管理者の所掌に係る次の各号に掲げる事務は、東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）第五条に定める事業機関のうちの下水道事務所の長に委任する。
一 法第十二条の五に規定する計画の変更又は廃止の命令に関する事務及び法第十二条の六第二項に規定する実施の制限期間の短縮に関する事務
二 条例第五条に規定する管理者の指示等に関する事務
三 下水道法施行規則（昭和三十二年建設省令第三十七号）第十一条に規定する受理書及びこの規程第六条の二に規定する受理書の交付に関する事務
四 法第十六条に規定する公共下水道の施設に関する工事及び公共下水道の施設の維持に関する事務（法第三十八条に基づく監督処分等を除く。）。ただし、局長が別に指定するものを除く。
五 都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第三十二条に規定する開発行為に関係がある公共施設管理者の同意及び開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者の協議に関する事務。
ただし、局長が別に指定するものを除く。
(昭五二管規八・追加、平七管規一五・一部改正)

別表（第七条の四関係）

事業場の区分	水質管理責任者の業務	水質管理責任者の資格
一 管理者の定める量を超える汚水を処理する処理施設又は除害施設	一 汚水の発生施設の使用の方法、並びに汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。	次の各号のいずれかに該当する者 一 管理者の行う講習（甲）の課程を修了した者

設を有する事業場	二 汚水の処理施設及び除害施設の維持管理並びにこれらの施設の運転日報の作成並びに必要な措置に関すること。 三 公共下水道に排除する下水の量及び水質の測定及び記録に関すること。 四 汚水の処理施設及び除害施設から発生する汚泥の把握に関すること。 五 前各号の業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。	二 管理者の指定する講習（甲）の課程を修了した者 三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第七条第一項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有する者 四 都民の健康と安全を確保する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第百六条に規定する公害防止管理者の資格を有する者 五 その他管理者の認める者
二 管理者の定める量以下の汚水を処理する処理施設又は除害施設を有する事業場	右の欄各号に掲げる業務	次の各号のいずれかに該当する者 一 右の欄各号のいずれかに該当する者 二 管理者の行う講習（乙）の課程を修了した者 三 管理者の指定する講習（乙）の課程を修了した者 四 その他管理者の認める者
三 その他	一 汚水の発生施設の使用の方法並びに汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。 二 公共下水道に排除する下水の量及び水質の測定及び記録に関すること。 三 前二号の業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。	次の各号のいずれかに該当する者 一 右の欄各号のいずれかに該当する者 二 管理者の行う講習（乙）の課程を修了した者 三 管理者の指定する講習（乙）の課程を修了した者 四 その他管理者の認める者

(平元管規一〇・追加、平元管規二六・平三管規二九・平六管規三・一部改正、平九管規二一・全改、平一三管規三・一部改正)

水質汚濁防止法（抄）

昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号
最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供さ

れる水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
 - 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
 - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。
- 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。
- 5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「排水水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。
- 8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。
- 9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水水を除く。）をいう。

第2項の「特定施設」は水質汚濁防止法施行令別表第一（第一条関係）に限定列挙されている。また、第一号の政令で定める有害物質は同令第二条に、第二号の政令で定める環境項目は同令第三条に規定されている。

（排水基準）

第三条 排水基準は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

- 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排水水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項

の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。
- 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

工場及び事業場から公共用水域に排出される場合に適用される第1項の環境省令は「排水基準を定める省令」であり、有害物質（同令別表第一）及び環境項目（同令別表第二）について排水基準を定めている。ただし、環境項目にかかる基準は、一日当たりの排水量が50立方メートル未満の工場等には適用されない。
第3項の規定に基づき、東京都は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」でより厳しい排水基準を定めている。

（特定施設等の設置の届出）

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の設備
- 六 特定施設の使用の方法
- 七 汚水等の処理の方法
- 八 排水水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- 九 その他環境省令で定める事項

2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設の種類
- 四 有害物質使用特定施設の構造
- 五 有害物質使用特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 特定地下浸透水の浸透の方法
- 八 その他環境省令で定める事項

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

（特定地下浸透水の浸透の制限）

第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（排水水の汚染状態の測定等）

- 第十四条** 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- 2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- 3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。
- 4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。
- 5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

- 第十四条の二** 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに

その事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

- 第十四条の三** 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。
- 2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。
- 3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（無過失責任）

- 第十九条** 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。
- 2 一の物質が新たに有害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が有害物質となつた日以後の当該物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透による損害について適用する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例(略称:環境確保条例)(抄)

平成十二年十二月二十二日条例第二百十五号
最終改正：令和六年三月二十九日条例第百十一号

（目的）

第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一～六 略
- 七 工場 別表第一に掲げる工場をいう。
- 八 指定作業場 別表第二に掲げる作業場等(工場に該当するものを除く。)をいう。
- 九～十三 略

（規制基準の遵守等）

第六十八条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制基準を定めていな

いものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生(汚水については、地下への浸透を含む。第七十四条及び第九十五条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。

2 前項の規制基準(東京都の区域に適用する大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項に規定する排出基準及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項に規定する排水基準で、工場又は指定作業場に係るものを含む。)は、別表第七に掲げるとおりとする。

工場及び指定作業場からの汚水に適用される基準は「別表第七 四」に定められている。(同表の掲載は省略) 一日当たりの排水量が50立方メートル未満の事業場は「排水基準を定める省令」のうち環境項目にかかる基準の適用は受けないが、条例の規定により、項目によっては基準が適用される場合がある。詳細は下表のとおり。 尚、「工場(別表第一に掲げるもの)」及び「指定作業場(別表第二に掲げるもの)」に該当しない事業場については条例による規制はない。 条例による規制の有無(排水量が50m ³ /日未満に限る)		工場		
項目及び基準	対象者	指定作業場(ただし、平成13年4月1日以降に設置)	第1類工場(昭和47年4月2日以降に設置)	第2類工場(昭和47年4月1日以前に設置)
			第1類工場(昭和47年4月2日以降に設置)	第2類工場(昭和47年4月1日以前に設置)
総クロム	2mg/L以下	○	○	○
銅	3mg/L以下	○	○	×
亜鉛	2mg/L以下	○	○	×
フェノール類	5mg/L以下	○	○	×
鉄(溶解性)	10mg/L以下	○	○	×
マンガン(溶解性)	10mg/L以下	○	○	×
○:適用あり ×:適用なし				

別表第一 工場(第二条関係)

- 一 定格出力の合計が二・二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
- 二 定格出力の合計が〇・七五キロワット以上二・二キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
- (一) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
- (二) 印刷又は製本
- (三) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
- (四) 金属の打抜き、型絞り又は切断(機械鋸を使用するものを除く。)
- (五) 金属やすり、針、釘、鋳又は鋼球の製造
- (六) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
- (七) 金属箔又は金属粉の製造
- (八) つき機、がら機、粉砕機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
- (九) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
- (十) 動物質骨材(貝殻を含む。)、木材(コルクを含む。)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨
- (十一) ガラスの研磨又は砂吹き
- (十二) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
- (十三) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
- (十四) 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり二十リットル以上又は火格子面積が〇・五平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

- (一) 金属線材(管を含む。)の引抜き
- (二) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (三) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋳打ち
- (四) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (五) 塗料、染料又は絵具の吹付け
- (六) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (七) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (八) ドライクリーニング
- (九) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (十) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
- (十一) たん白質の加水分解
- (十二) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- (十三) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又ははるつばの製造
- (十四) 電気分解又は電池の製造
- (十五) 床面積の合計が五十平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (十六) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (十七) 発電の作業
- (十八) 金属の溶融又は精錬(貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。)
- (十九) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (二十) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (二十一) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (二十二) 印刷用インク又は絵具の製造
- (二十三) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (二十四) 電気用カーボンの製造
- (二十五) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (二十六) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (二十七) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (二十八) 肥料の製造
- (二十九) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (三十) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (三十一) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (三十二) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (三十三) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ピスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (三十四) 有機薬品の合成
- (三十五) 火床面積が〇・五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (三十六) 油缶その他の空き缶の再生
- (三十七) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (三十八) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (三十九) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色

- (四十) 紙又はパルプの製造
- (四十一) 写真の現像
- (四十二) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (四十三) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表第二 指定作業場（第二条関係）

- 一 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 二 自動車駐車場（自動車等の収容能力が二十台以上のものに限る。）
- 三 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）
- 四 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第二十三号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 六 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第七条第一項及び第六項、第十四条第一項及び第六項並びに第十四条の四第一項及び第六項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 八 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 九 材料置場（面積が百平方メートル以上のものに限る。）
- 十 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）第一条第三項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 十一 と畜場
- 十二 畜舎（豚房の総面積が五十平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が二百平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）
- 十三 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 十四 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 十五 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 十六 めん類製造場
- 十七 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 十八 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 十九 洗濯施設を有する事業場
- 二十 廃油処理施設を有する事業場
- 二十一 汚泥処理施設を有する事業場
- 二十二 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項第一号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 二十三 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 二十四 下水処理場（下水道法第二条第六号に規定する終末処理場をいう。）
- 二十五 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 二十六 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本産業規格 B 八二〇一及び B 八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させる

ものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場

- 二十七 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 二十八 焼却炉（火床面積が〇・五平方メートル未満であって焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- 二十九 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が百五十平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 三十 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 三十一 病院（病床数三百以上を有するものに限る。）
- 三十二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

ダイオキシン類対策特別措置法（抄）

平成十一年七月十六日法律第五号
最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

（目的）

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

第2項の「特定施設」のうち、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二（第一条関係）に限定列挙されている。

この特定施設の種類及び構造に応じて排出基準が定められており（法第八条）、この排出基準にかかる特

定施設を「水質基準対象施設」という（法第十二条第1項第六号）。

（排出基準）

第八条 ダイオキシンの排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあつては第一号、排水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 排水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によっては、人の健康を保護することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が、第三項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事（同項の排出基準のうち、排水に係るものを定める場合に限る。）に通知しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 大気基準適用施設にあつては発生ガス（大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。）、水質排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排水に係るものを含む。）に係る特定施設（以下「水質基準対象施設」という。）にあつては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量（大気基準適用施設にあつては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあつてはその水質基準対象施設が設置される特定事業場（以下「水質基準適用事業場」という。）の排水に含まれるダイオキシン類の量とする。）その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。